

医政メモ Q&A

地域医療連携推進法人制度について

Q：地域医療連携推進法人制度はどのような経緯で実施されるようになったのでしょうか？

A：発端は、政府が平成25年6月に発表した健康・医療戦略の中で、日本版NIH（National Institute of Health）創設、医療の輸出、予防による国民の健康寿命延伸が示されたことでした。その後安倍総理が、平成26年1月22日のダボス会議での基調講演で「昨日の朝私は、日本にも、Mayo Clinicのような、ホールディングカンパニー型の大規模医療法人ができてしかるべきだから、制度を改めるようにと、追加の指示をしました」と述べ、世界ブランドの医療事業体をつくることを国際公約として宣言しました。Mayo Clinicは、米国の地方都市にありながらも事業規模約9000億円、職員数約6万人で70の医療機関のアライアンスにより地域の雇用と経済に貢献していることから地域創生のモデル事業として世界的に注目されています。

そして同年6月に「複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）』を創設する」という内容の「日本再興戦略」が閣議決定されたのです。（これについての詳細は、医政メモQ&A平成26年11月号をご参照ください）

それを受けて、厚生労働省の「医療法人の事業展開等に関する検討会」において地域医療連携推進法人制度の認定制度の創設について取りまとめられ、平成27年4月に医療法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

Q：実際にはどのような制度なのでしょうか？

A：厚労省にて平成27年2月9日に開催された第10回「医療法人の事業展開等に関する検討会」において取りまとめられた内容からご報告します。

前出の“非営利ホールディングカンパニー型法人”では“企業の持株会社に似た形式の非営利法人同士の連携”という印象が強かったのですが、この地域医療連携推進法人制度は、医療法人同士の連携をベースに、その連携の中に非営利法人も参加することができるというトーンに変わっています。

まず、地域医療構想を達成するために医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進することが趣旨として挙げられます。医療機関間の競争よりも協調を進めることで、質が高く効率的な医療供給体制を確保できるというわけです。また、地域医療構想との整合性を図るとともに、医療における非営利性の確保の重要性から運用面において非営利性が適切に確保されることが強く求められています。

これによって、複数の医療法人による統一的な連携推進方針を決定し、連携を強化することで協調を進め、グループの一体的運営により人・物・金・情報を有効に活用することで、地域での良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を確保するということです。

Q：参加法人に制限はあるのでしょうか？

A：グループのトップに立つ地域医療連携推進法人の法人格は地域の医療機関等を開設する複数の医療法人その他の非営利法人の連携を目的とする一般社団法人となり、これには

都道府県知事による認定が必要です。医療法人は医療法上、病院や診療所、介護老人保健施設を運営する法人として規定されていますが、地域医療連携推進法人は医療法人に限らず複数の非営利法人の連携を目的とすることから法人格を一般社団法人としたのでしよう。

一般社団法人となることで、理事長は都道府県知事の認可を要件としますが医師である必要性はなくなります。この点については議論のあるところかもしれません。

事業地域の範囲については地域医療構想を基本として、地域において医療サービスを提供するのに適当な範囲と考えられています。おそらく2次医療圏が基本となるのでしょうか、事業地域範囲内における病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることが必須とされています。それに加え、非営利新型法人の定款の定めるところにより、地域包括ケア推進のために、事業地域範囲内で介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業のみを行う非営利法人についても参加法人とすることができます。たとえば、配食サービスなどを行っているNPO法人も参加できるようです。しかし、営利法人や株式会社は参加できません。

Q：2次医療圏を越えて医療を行っている法人は参加できるのでしょうか？

A：医療法人の事業展開等に関する検討会においては、非営利新型法人の事業地域範囲を越えて病院等を開設している法人についても、多様な非営利法人が参加できるよう、当該法人を参加法人とした上で、統一的な連携

推進方針等の対象を当該地域の病院等に限り、としています。地域限定で参加が可能なようです。

Q：具体的にはどのような業務内容ができるようになるのでしょうか？

A：複数の病院を統括して一体的な経営を行うことで経営効率を上げ、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し地域医療構想を達成するための選択肢となりうるもので、具体的には、価格交渉力を上げて物品購入によるスケールメリット、人事の一元化を行って人員の適正配置ができる、グループとしての資金の有効活用と関連事業の株式会社からの配当獲得、庶務業務の統一によるコスト削減などが挙げられます。

さらに、グループ病院間での相談や紹介、患者情報の一元的な把握と重複した検査の省略、医療機器等の共同利用、病床数を融通させるなどの病床再編、人事の一元化による過疎地域への医師派遣、退院調整や訪問看護、訪問介護などの支援の充実などグループとしての特長を活かして地域医療や地域包括ケアの推進が可能となります。

Q：今はどこまで進んでいるのでしょうか？

A：複数の医療機関を一体で運営する「持ち株型」法人の新設を認める改正医療法が平成27年9月16日午前の参議院本会議で可決、成立し、平成27年9月28日に公布されました。公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、とされています。

(政策部担当理事 白崎 修一)